

7月9日から

外国人住民に関する 登録制度が変わります

7月9日(月)から、法改正による外国人住民に関する新たな制度がスタートします。これにより外国人登録法は廃止され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳に記載されることとなります。

新たな制度の対象となる方

適法に3カ月を超えて在留する外国人住民の方が対象となります。

在留カードまたは特別永住者証明書が交付されます

外国人登録法の廃止に伴い、

外国人登録証明書の代わりに、中長期在留者の方には在留カードが、特別永住者の方には特別永住者証明書が交付されます。

外国人登録証明書は、新制度施行後も一定期間有効につき、すぐに外国人登録証明書在留カードや特別永住者証明書を切り替える必要はありません。

外国人登録証明書は、新制度施行後も一定期間有効につき、すぐに外国人登録証明書在留カードや特別永住者証明書を切り替える必要はありません。

在留資格などの更新手続き

住所の変更や特別永住者証明書の更新、特別永住者の氏名の変更などは、これまで通

り、市区町村に届け出てください。

在留資格の変更、在留カードの更新、氏名や国籍などの変更手続きは、入国管理局のみに届け出になります。



転出届が必要になります

外国人登録法では、他の市町村へ転出する際の届け出が不要でしたが、新制度施行後は、日本人と同様に転出の届け出をして、転出証明書の交付を受ける必要があります。

住民票の写しを発行できるようになります

外国人住民の方も日本人と同様に住民票が作成され、日本人と外国人とで構成される世帯も世帯全員が記載された

「事務事業見直しのための仕分け」 市民委員を募集します

市が行っている行政評価（事務事業見直し）を、市民の視点で検証していただく「事業仕分け」を実施するにあたり、市民委員を募集します。

市民委員は、事前の会議で事業仕分けの運営について検討、公開の場で仕分けを行い、結果を市長に提言していただきます。

なお、前回の仕分け結果に対する意見募集の結果を市ホームページでご覧になれます。

【募集人数】10人

【応募資格】7月1日現在で、1年以上市内に居住する満20歳以上の方

【会議日程など】第1回会議を8月上旬、「事業仕分け」を10月13日(土)に予定しています。事前の会議日程などは委員と調整の上、決定します

【謝礼】交通費相当

【選考方法】応募動機および年齢、性別のバランスを考慮して選考を行います。また、選考結果は郵送で応募者全員にお知らせします。なお、応募書類は返却しません

【応募方法】7月30日(月)午後5時までに、応募動機を400字程度にまとめ、住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号を記入した用紙(様式は任意)を次のいずれかの方法で送付してください。

- ①電子メール (gyozaiseikaikaku@city.higashikurume.lg.jp)
- ②ファクス (470・7804)
- ③郵送 (〒203-8555、市役所企画調整課行財政改革担当)
- ④直接同担当(市役所4階)へ持参(土曜・日曜日、祝日を除く)

※応募用紙は市ホームページからも取得できます。

詳しくは同担当 ☎470・7723へ。

証明書自動発行機の運用を 一時休止します

住民基本台帳法の改正および住民基本台帳カードによる自動発行機利用に係るシステム改修作業のため、7月9日(月)～12日(木)の期間、市内2カ所の自動発行機の運用を一時休止します。この期間、証明書は市民課(市役所1階)、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所窓口でお取りください。

市民の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、住民基本台帳カードで自動発行機を利用する場合、事前に利用登録が必要です。

※市民カードとの併用はできません。

詳しくは市民課 ☎470・7722へ。

保育行政に関する 市民説明会を開催します

市は「次世代育成支援対策推進法」に基づき、22年3月に「次世代育成支援行動計画(後期)」を策定し、待機児童の解消、多種多様な保育サービスの提供、保育サービスの

質の向上などの施策を展開してきました。

しかしながら、高齢化や社会経済状況の悪化などにより、市の財政状況も厳しく、市が掲げた施策の実施が難しくな

つてきています。

市では、その現状や、国・都の動向を踏まえて今後の保育施策をどのように進めていくかについて、市民説明会を開催します。

【日時】7月14日(土) 午前10時～正午

【会場】市役所7階701会議室

詳しくは保育課係 ☎470・7745へ。

固定資産税の 現況調査にご協力ください

家屋の調査について

24年1月2日～25年1月1日の間に新築や増築をした家屋については、25年度からの固定資産税・都市計画税の課

税に向けて評価額を算出するため、家屋調査が必要となります。

調査は市職員が複数人で伺い、所有者の立ち会いの下、家屋の外回りと内部の間取り・使用資材などを確認するものです。家屋調査を行うときは、事前に文書で連絡し、日時を約束してから伺います。

土地の調査は、市内全域の利用状況から現況地目を調査するものです。

詳しくは、課税課家屋資産係 ☎470・7777(内線2342)～2344、土地資産係 ☎(内線2338・2339・2341)へ。

住民基本台帳カード が継続利用できる ようになります

7月9日に施行される住民基本台帳法の改正により、これまで市外へ転出する場合、住民基本台帳カードを返納した上で、転出先の市区町村で

新たに申請し交付を受ける必要がありました。改正後は、新住所の市区町村でも住民基本台帳カードの継続利用が可能となります。

カードの交付申請について、詳しくは市民課 ☎470・7722へ。

介護保険料の決定通知書を 送付します

24年度の介護保険料決定通知書を7月10日(火)に発送します。

年金から天引きして納めていただく方は、年6回の年金支給日に天引きとなります。

銀行などの窓口で納めていただく普通徴収の方には、納付書をお送りします。納期は9回です。納付には便利な口座振替をご利用ください。

介護保険料は40歳以上の全の方に負担していただいておりますが、今回お知らせするのは、ご自分で保険料を納めていただく65歳以上の方です

猶予に該当し、継続審査の対象になつている場合、申請は不要です。

◎申請免除(全額免除・一部免除) Ⅱ被保険者・配偶者および世帯主の前年の収入が一定基準以下の場合、本人の申請により受けられます。

◎若年者納付猶予Ⅱ被保険者(30歳未満・配偶者の前年の収入が一定基準以下の場合、本人の申請により受けられます。また、承認を受けてから10年以内であれば、後から保険料を納めることができます(追納)。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、経過期間により一定の額が保険料に加算されます。

7月2日から24年度保険料免除申請の受け付けを始めます

国民年金制度には保険料の納付が困難な方のために、申請免除・若年者納付猶予制度があります。

24年度の申請は7月2日(月)から、保険年金課(市役所1階)で受け付けます。24年7月～25年6月の期間が対象です。申請には、年金手帳と認め印を持参してください。24年度確定申告がお済みでない方は、申告を済ませてから申請してください。なお、23年度全額免除または若年者納付

24年1月2日～25年1月1日の間に新築や増築をした家屋については、25年度からの固定資産税・都市計画税の課税に向けて評価額を算出するため、家屋調査が必要となります。



国民年金 だより

詳しくは、課税課家屋資産係 ☎470・7777(内線2342)～2344、土地資産係 ☎(内線2338・2339・2341)へ。

